

電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者の指定について

(諮問第3158号)

<目次>

1	諮問書	.....	1
2	概要	.....	2
3	改正案	.....	9

(公印・契印省略)

諮問第 3158 号

令和 5 年 1 月 20 日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 川濱 昇 殿

総務大臣臨時代理

国務大臣 高市 早苗

諮 問 書

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 30 条第 3 項第 2 号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を別紙のとおり指定することとしたい。

上記のことについて、同法第 169 条第 2 号の規定により諮問する。

- N T T ドコモの特定関係法人である電気通信事業者のうち、事業法第30条第3項第2号に規定する不当な優遇禁止の対象となる電気通信事業者として、下記①～⑧の事業者を告示（平成28年総務省告示第221号）により指定。
- 今般、指定されている電気通信事業者のうち、**1者（NTTぷらら）を指定解除し、2者（NTTレゾナント、NTTデータ）を新たに指定**することとして、告示の改正を行うもの。

### 1 NTTドコモの不当な優遇禁止の対象となる特定関係の解除

**NTTドコモ**は、令和4年7月に**NTTぷらら**を吸収合併し、**NTTぷららの電気通信事業は、NTTドコモが承継**することとなったため、**NTTぷららの指定を解除**するもの。

#### 会社名

① N T T 東日本（東日本電信電話株式会社）	② N T T 西日本（西日本電信電話株式会社）
③ N T T コミュニケーションズ（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）	④ N T T B P（エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社）
⑤ N T T - M E（株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー）	⑥ N T T ぷらら（株式会社N T T ぷらら）【解除】
⑦ N T T P C コミュニケーションズ（株式会社エヌ・ティ・ティピーシーコミュニケーションズ）	⑧ N T T メディアサプライ（エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社）

### 2 NTTドコモの不当な優遇禁止の対象となる特定関係法人の指定（新規）

**NTTレゾナント**は、令和4年7月にNTTコミュニケーションズからコンシューマ事業の移管を受けたことにより、公衆無線LANアクセスサービス、インターネット接続サービス、MVNOサービス及びF T T Hアクセスサービスの契約数について、同年9月末時点で5万以上となっている。

特に、公衆無線LANアクセスサービスについては、N T T コミュニケーションズから全て移管されているが、当該サービスについては、N T T レゾナントに移管される以前（平成17年6月）から継続的に5万以上となっている。

**NTTデータ**は、MVNOサービスの契約について、令和3年6月末以降、継続的に5万以上となっている。

会社名	主な提供サービス	契約数等（R4.9末）	備考
N T T レゾナント （エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社）	公衆無線L A Nアクセスサービス		令和4年7月1日、NTTコミュニケーションズから、 コンシューマ事業の移管 （令和4年9月末以降、5万以上）
	インターネット接続サービス		
	MVNOサービス ※		
	F T T Hアクセスサービス		
N T T データ （株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）	MVNOサービス ※		令和3年6月末以降、継続的に5万以上

※ 通信モジュール向けに提供するものを除く。2

- 指定告示における事業者の順番は以下のとおり（登録事業者 → 届出事業者（地方局別の記号順）の順）。

## 改正前（平成28年）

番号	事業者名	事業者番号
一	東日本電信電話株式会社	第233号
二	西日本電信電話株式会社	第234号
三	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	第235号
四	エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社	第305号
五	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー	A-06-00750
六	株式会社NTTぷらら	A-08-01607

（新設）

七	株式会社エヌ・ティ・ティピー・シー コミュニケーションズ	A-10-03022
---	---------------------------------	------------

（新設）

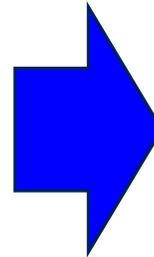
八	エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社※	E-15-02333
---	------------------------	------------

## 改正案（令和5年）

番号	事業者名	事業者番号
一	東日本電信電話株式会社	第233号
二	西日本電信電話株式会社	第234号
三	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	第235号
四	エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社	第305号
五	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー	A-06-00750

（削除）

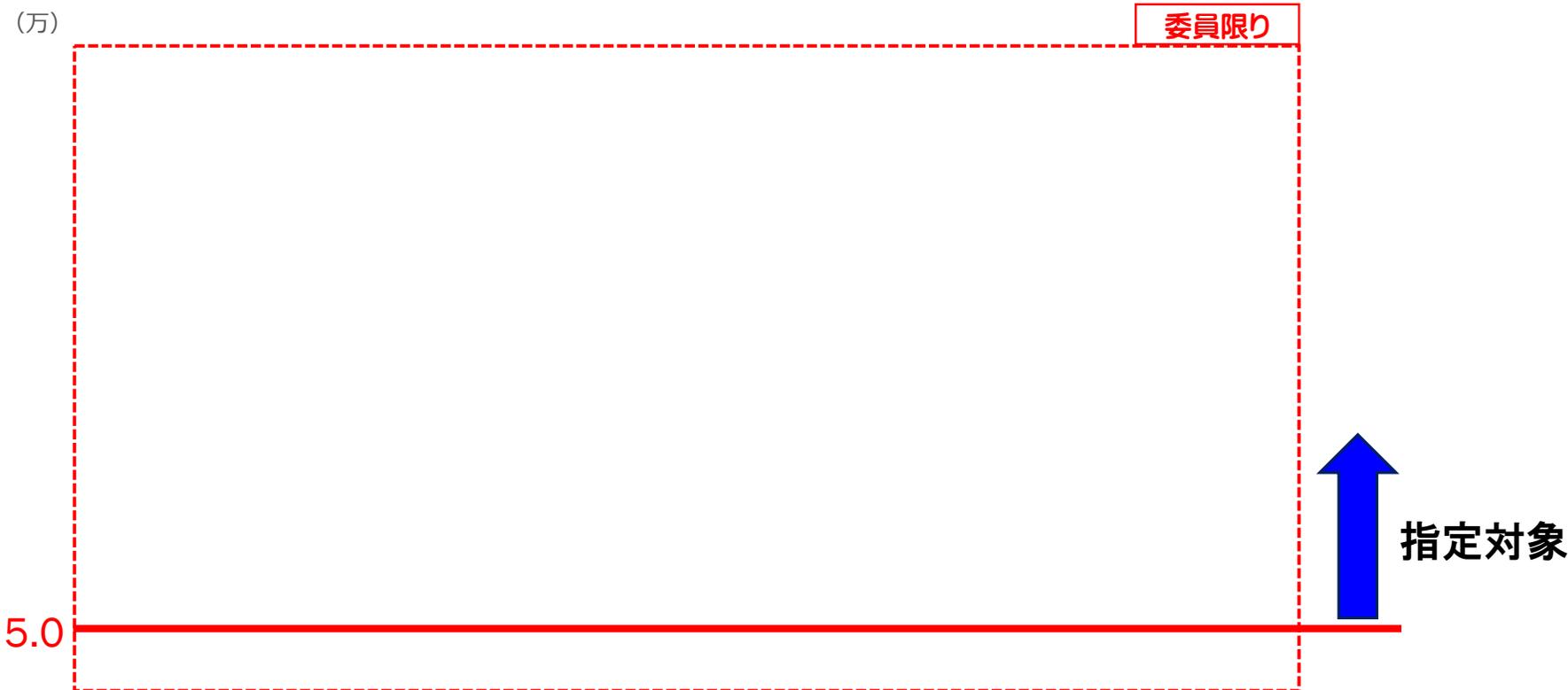
六	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	A-10-03011
七	株式会社エヌ・ティ・ティピー・シー コミュニケーションズ	A-10-03022
八	エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社	A-11-03164
九	エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社※	E-04-04960



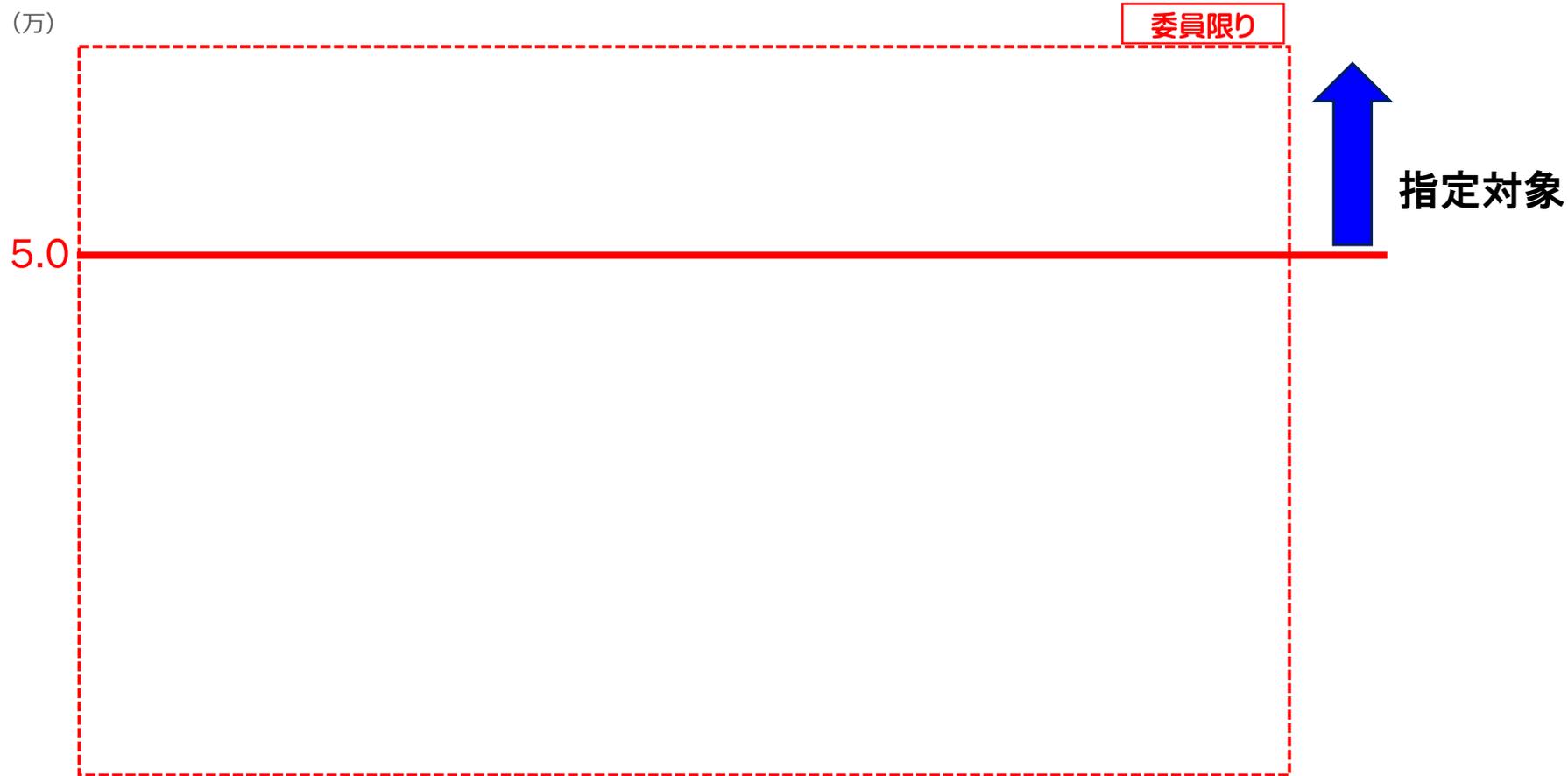
※ 登録事業者は「第●号」、届出事業者は「A～K（地方局別の記号）-00（年度別の数字）-0000（届出した順序に従って付した数字）」と表記される。  
（「A」-関東局、「B」-信越局、「C」-東海局、「D」-北陸局、「E」-近畿局、「F」-中国局、「G」-四国局、「H」-九州局、「I」-東北局、「J」-北海道局、「K」-沖縄事務所）

※ エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社は、平成28年の指定当時は届出事業者 [E-15-02333] であったが、令和元年に業務区域の拡大に伴い登録事業者 [第386号] に変更後、令和4年に業務区域の縮小に伴い届出事業者 [E-04-04960] に変更となった。

- 令和4年7月にNTTコミュニケーションズからNTTレゾナントに以下のサービスの全部又は一部が移管。
  - ・ 公衆無線LANアクセスサービスの全部
  - ・ IP電話、インターネット接続サービス、F T T Hアクセスサービス及び仮想移動電気通信（MVNO）サービスの一部
- 事業移管を受け、NTTレゾナントは、公衆無線LANアクセスサービス、インターネット接続サービス、F T T Hアクセスサービス及びMVNOサービスの契約数について、同年9月末時点で5万以上となっている。
- 提供するサービス中、最も契約数が多い公衆無線LANアクセスサービスの契約数の推移は以下のとおり（令和4年6月末以前は、NTTコミュニケーションズの契約数を参考として記載）。
- NTTレゾナントの契約数は令和4年9月末から5万以上となっており、事業が移管される前のNTTコミュニケーションズにおける当該サービスの契約数は継続的に5万以上となっている。



- NTTデータのMVNOサービスの契約数の推移は以下のとおり。
- 令和3年6月末以降、継続的に5万以上となっている。



## ○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者等の禁止行為等）

**第三十条** 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内における全ての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が総務省令で定める割合を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を第三項、第五項及び第六項の規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

2 総務大臣は、前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。

3 第一項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 当該電気通信事業者が法人である場合において、その電気通信業務について、当該電気通信事業者の特定関係法人（第十二条の二第四項第一号に規定する特定関係法人をいう。次条第一項において同じ。）である電気通信事業者であつて総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えること。

4 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三 他の電気通信事業者（第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。）又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。

5・6 （略）

**○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）（抄）**

（禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定等）

**第二十二条の三** 法第三十条第一項の規定による指定及び同条第二項の規定による指定の解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及び指定の解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第三十条第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とする。この場合において、法第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内における全ての同種の電気通信役務の提供の業務に係る収益の額を合算した額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る収益の額

二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（前号の電気通信事業者を除く。）の全てについてイに掲げる額にロに掲げる割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

イ 当該電気通信事業者の業務区域において当該電気通信事業者が提供する同種の電気通信役務の提供の業務に係る収益の額

ロ 当該電気通信事業者が提供する同種の電気通信役務に係る特定移動端末設備の、当該電気通信事業者の業務区域における総数に占める当該都道府県における数の割合

三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分が属する都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（第一号の電気通信事業者を除く。）の全てについて前号イに掲げる額に同号ロに掲げる割合と当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

（法第三十条第三項第二号の規定による電気通信事業者の指定及びその解除）

**第二十二条の四** 法第三十条第三項第二号の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者に対する同号の行為の相手方となる同条第一項の規定により指定された電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

○電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方  
(平成28年3月29日総務省)(抜粋)

- 2 電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方  
(略)

【基本的考え方】

禁止行為等規定適用事業者の特定関係法人である電気通信事業者であっても、

- ① 移動通信分野の電気通信役務や、これとのセット提供等が想定される電気通信役務を提供しない場合(移動通信分野の電気通信役務にあつては、通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。)向けに提供する場合を含む。)
- ② 上記①に該当しない場合であっても、その事業規模が著しく小さいときについては、電気通信事業者間の公正な競争等を含めた電気通信の健全な発達に及ぼす弊害が大きいものとはならない。

このため、禁止行為等規定適用事業者の特定関係法人である電気通信事業者のうち、以下の電気通信役務(通信モジュール向けに提供するものを除く。)のいずれかを提供し、当該電気通信役務のいずれかの契約数等が5万以上であるものについて指定する。

(略)

なお、この考え方如何にかかわらず、これまで当該電気通信事業者の直近の四半期末における上記の電気通信役務の契約数等がいずれも5万未満である場合において、当該契約数等のいずれかが一時的に5万以上となったときは、暫くはその推移を見守ることとし、直ちに指定しない。

また、指定されている電気通信事業者の直近の四半期末における当該契約数等のいずれもが一時的に5万未満となった場合には、暫くはその推移を見守ることとし、直ちには指定を解除しない。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の四の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第二百二十一号（電気通信事業法第三十条第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>電気通信事業法第三十条第一項の規定により指定された株式会社NTTドコモに係る同条第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方は、次に掲げる電気通信事業者とする。</p> <p>〔一〕五 略</p> <p>六 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ</p> <p>〔七 略〕</p> <p>八 エヌ・ティ・ティ・テレゾナント株式会社</p> <p>九 〔略〕</p>	<p>〔同上〕</p> <p>〔一〕五 同上</p> <p>六 株式会社NTTぶらら</p> <p>〔七 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>八 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	